

尾道市立市民病院売店運営業務等事業者選定プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、尾道市立市民病院（以下、「当院」という。）が、当院利用者のサービス向上と職員の福利厚生の実現等を図るため、売店運営業務及び入院セット提供業務を行う事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項について定める。

2 事業概要

事業概要は、次のとおりとする。

(1) 業務名

ア 尾道市立市民病院売店運営業務

イ 尾道市立市民病院入院セット提供業務

(2) 業務内容

ア 別紙１「尾道市立市民病院売店運営業務仕様書」を基準とする。

イ 別紙２「尾道市立市民病院入院セット提供業務仕様書」を基準とする。

(3) 業務期間 令和８年１２月１日～令和９年３月３１日

期間終了後は、１年ごとの更新を妨げない。ただし、更新の上限は１０回とする。

(4) その他 売店運営業務及び入院セット提供業務は一体的に実施するものとする。なお、入院セット提供業務を協力事業者を実施させる場合は、売店運営事業者が連帯して責任を負うものとする。

3 参加資格

(1) 本選考に参加することができる者は、法人又は、複数の事業者で構成される事業者連合体のいずれかとする。（事業者連合体で参加の場合、代表事業者を定めること。）

(2) 参加者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 尾道市に納付すべき市税の滞納がないこと、並びに国に納付すべき消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

イ 公告の日において、日本国内において病院又は公共施設等で売店運営業務を実施している実績を有する者であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者でないこと。

エ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づいて更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づい

て再生手続開始の申立てがなされている者である場合にあっては、手続開始の決定がなされていること。

オ 代表者又は自社の役員等が、尾道市暴力団排除条例（平成24年条例第13号）第2条第2号又は第3号に該当しないこと。

カ 営業に当たって必要となる保健所等の営業許可等が受けられる見込みがあり、開店までに必要な許可等を受けることができること。

4 参加手続等

(1) プロポーザルに係る書類等の配布

令和8年8月7日（金）から8月20日（木）までの間に、尾道市立市民病院ホームページからダウンロードすること。

（URL：<https://www.onomichi-hospital.jp/>）

(2) 参加表明書等の提出

ア 受付期間

(ア) 令和8年8月7日（金）から9月4日（金）午後5時まで。

(イ) 持参による受付は、休日を除く午前9時から午後5時までとする。

イ 提出方法

本要領第12項の事務局へ持参又は郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録郵便に限る。）により提出するものとする。（受付期間内必着）

ウ 提出書類

様式等	提出部数、留意事項等
参加表明書（様式第1号）	1部

エ 添付書類

書類名	提出部数、留意事項等
財務諸表	1部 直近の決算に係る貸借対照表、損益計算書（損益計算書については、売店事業に係るものも併せて提出のこと。）
登記事項証明書	1部 写し可。3か月以内のもの 法務局が発行する履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書
印鑑証明書	1部 写し可。3か月以内のもの 法務局が発行する印鑑証明書
市税完納証明書（市内の事業者に限る。）	1部 写し可。3か月以内のもの
消費税及び地方消費税の納税証明書	1部 写し可。3か月以内のもの

	管轄の税務署で交付される、納税証明書「その３ 未納税額のない証明用」（消費税及び地方消費税に係るもの）又は「その３の２」、「その３の３」でも可とする。
実績報告書（任意の様式）	１部 現在契約中の病院（各病院の病床数）又は公共施設、契約期間等を記載すること。

※事業者連合体で参加の場合、事業者連合体の協定書及び構成事業者すべての添付書類を提出すること。

(3) 参加資格審査と結果の通知

尾道市病院事業管理者は、参加表明者の参加資格を審査し、その結果「参加資格確認結果通知書」により通知する。

(4) 現地調査

現地調査を希望する事業者は、令和８年８月２０日（木）午後５時までに担当まで連絡すること。現地調査の日程は希望のあった事業者に個別に連絡する。

なお、感染症の流行状況及び業務の都合等により、現地調査を実施しない場合や、日程についても事業者の意向に沿えない場合がある。

(5) 質問書の提出

参加表明書等又は提案書について質問がある場合は、質問書（様式第３号）を作成し、次のとおり提出すること。

ア 受付期間

(ア) 令和８年８月７日（金）から８月１３日（木）午後５時まで。

(イ) 持参による受付は、土・日曜日及び祝日（以下「休日」という。）を除く午前９時から午後５時までとする。

イ 提出方法

本要領第１２項の事務局へ持参、郵送、ファックス又は電子メールのいずれかの方法により提出するものとする。（受付期間内必着）

ウ 回答方法

受け付けた質問に対する回答は、令和８年８月１８日（火）までに随時、当院ホームページに掲載することとする。

6 提案書等の提出

(1) 提案書等の提出

ア 受付期間

(ア) 令和８年８月７日（金）から９月８日（火）午後５時まで。

(イ) 持参による受付は、休日を除く午前９時から午後５時までとする。

イ 提出方法

本要領第 1 2 項の事務局へ持参又は郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録郵便に限る。ただし、6 (1) エの使用物品サンプルはその限りではない。）により提出するものとする。（受付期間内必着）

ウ 提出書類

様 式 等	提出部数、留意事項等
提案提出書（様式第 2 号）	1 部
企画提案書（任意の様式）	1 0 部 A 4 版で作成すること。

エ その他提出物品

入院セット提供業務に係る、使用物品サンプル。ただし、同一物品のサイズ違い色違いは、任意の一点で可。

(2) 提案書の内容

企画提案書は、次に掲げる項目について記載・作成すること。

ア 売店運営業務

- (ア) 日本国内の店舗数、平均来店者数などの事業情報
 - (イ) 既存店舗写真、価格、客層、採算性などの店舗情報
 - (ウ) 売店のコンセプトについて
 - (エ) 営業時間、クレーム対応、災害対応について
 - (オ) 店舗イメージ（簡易なパースや、既存店舗の画像活用でも可。）、接客方針、客席数、採算性の見込みなど
 - (カ) 売店のレイアウト案（添付資料図面に手書きしたものでも可。）
 - (キ) 商品価格の設定案
 - (ク) 従業員の教育体制
 - (ケ) 月額使用料及び実費負担についての提案
 - (コ) その他の提案
- その他、独自の提案があれば記載すること。

イ 入院セット提供業務

- (ア) 提供する商品（患者負担額等）及び運用方法（申し込み、請求等）
- (イ) 問い合わせ、クレーム対応
- (ウ) 災害等、緊急時対応
- (エ) 従事者への教育、研修、フォロー体制等
- (オ) その他の提案

(3) 企画提案書作成の注意点

ア 売店運営業務については、提案内容は売店と飲食スペースでの運営を基本とするが、厨房部分の使用についても提案に含めても構わない。

なお、院内の廊下や駐車場等を使用する場合は「その他の提案」とし、運営事業者の決定後に協議のうえ使用の可否を決定する。

イ 売店運営業務と入院セット提供業務で連携もしくは共同で行う提案がある場合はいずれかの企画提案書に含めて記載・作成すること。

7 選考

- (1) 候補者の選考は、尾道市立市民病院売店運営業務等事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において行う。
- (2) 候補者の選考は、応募事業者より提出される企画提案書の内容を審査し、最優秀者1者及び優秀者1者を特定する。なお、選考に当たってプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。
- (3) 日時・場所
プレゼンテーション及びヒアリングの日時及び場所等の詳細については、「選考会参加要請書」により通知する。
- (4) 結果通知
審査の実施後、文書で通知するとともに、当院ホームページにて公表する。ただし、採点表等、詳細については公表しない。また、結果及び経過等についての問い合わせ、異議申し立てに対しては一切応じない。
- (5) 審査項目
審査項目は別表1のとおりとし、各項目の点数を合算した合計点数の順位により、最上位の者を最優秀者として選定する。合計点数の同じものが2者以上あるときは、「イ コンセプト」の点数の高いものを上位として順位を決定し、更に点数が同じものが2者以上あるときは、「エ 価格点」により順位を決定する。
- (6) その他
参加者が1者であっても評価を行う。ただし、評価基準の配点の6割を最低基準として、委員会による評価の結果これに満たない場合には運営事業者を選定しない。

8 行政財産の使用許可に関する事項

- (1) 使用許可の相手方の特定
当院は、最優秀者として特定した者を行政財産の使用許可の相手先とするとともに、業務内容、店舗の設備等の詳細内容を協議し、運営開始までのスケジュール等の調整・協議を行うものとする。ただし、次のいずれかに該当し、許可できない場合は、優秀者を相手先として再度特定するものとする。
ア 最優秀者が、地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当することとなったとき。
イ 最優秀者が、特定後に本要領第9項に掲げる失格条項に該当して失格となったとき。
ウ 最優秀者が、企画提案した業務内容が運営開始もしくは当院の指定する期日までに確実に履行できないと当院が判断したとき。
エ 最優秀者が、著しく社会的信用を損なう行為等により、事業者としてふさわしくないと当院が判断したとき。

オ 最優秀者が辞退したとき。

(2) 仕様及び実施条件

使用許可物件の仕様等については、提案書に記載された内容を尊重し、当院と特定された事業者との協議の上で定める。

(3) 使用許可

行政財産の使用許可は、尾道市病院事業局行政財産使用規程（平成24年病院事業局管理規程第35号）によるものとする。

(4) 使用上の制限

使用許可に基づく権利を第三者に譲渡又は転貸することを禁止する。ただし、本公募の申請者がフランチャイザー（本部企業）となり、当院から使用許可を受けた後、自らの責任においてフランチャイジー（加盟店）に運営を行わせることは可能とする。

(5) 失格による使用許可の取消し

使用許可後に、事業者が本要領第9項に定める失格条項に該当していたことが明らかとなった場合には、使用許可の取消しを行うものとする。

9 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び提案書を無効とし、提出者は本プロポーザルへの参加資格を失う。

(1) 提出書類が、指定する様式によらないほか、次のいずれかに該当する場合

ア 受付期限並びに提出場所及び方法が指定と異なる場合

イ 記載上の留意事項に沿った書類の提出がなかった場合

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

エ 許容された表現方法以外の表現が用いられている場合

オ 虚偽の記載をした場合。契約締結後に判明した場合においても同様とする。

(2) 委員会及び事務局関係者に、直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合

(3) 審査の公平性に影響を与える行為があったと委員会が認めた場合

10 その他

(1) 本件に係る費用負担

提案書等の作成、提出など、本プロポーザルの参加に要する費用は、その一切を参加者の負担とする。

(2) 書類提出に当たっての留意事項

ア 提出書類について、持参以外の方法による場合の不達及び遅配を原因とする提出者の不利益が生じても、当院はこの責めを負わない。提出者においては、特定記録郵便等の利用又はファクス若しくは電子メールの着信確認を行うなどの対策を講じること。

イ 提出された参加表明書及び提案書は、提出期限までは自由に変更することができる。ただし、変更しようとする場合は、提出された書類を持ち帰り、改めて変更された書類を提出すること。

ウ 提出期限を過ぎた後は、参加表明書及び提案書を変更することはできない。

(3) 使用言語及び通貨

提出書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨並びに日本国の標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）に定める単位に限る。

(4) 提案書等の取扱い

ア 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。

イ 提出された参加表明書及び提案書の著作権は提出者に帰属するものとし、提出者に無断で利用しない。ただし、当院は、本プロポーザル手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、提案書等の複製、記録及び保存を行う。

(5) 追加資料

業務実績等の確認のため、追加資料の提出を求めることがある。

1 1 添付資料

(1) 提出書類の様式（別添１）

(2) 審査項目（売店運営業務及び入院セット提供業務）（別表１）

1 2 事務局（問合せ先）

尾道市立市民病院総務人事課総務係 担当：山崎・藤原

〒722-8503 尾道市新高山三丁目１１７０番地１７７

電 話 （０８４８）４７－１１５５（代表）

FAX （０８４８）４７－１００４

電子メールアドレス byoin@city.onomichi.hiroshima.jp

別表 1

審 査 項 目

〈売店運營業務〉

審査項目	
ア 事業者の実績	日本国内での運営実績
	既設店舗の魅力度
イ コンセプト	出店の意気込み
	商品と設定価格
	営業時間、クレーム対応、災害対応
	店舗イメージ、レイアウトプラン
	情報発信力
ウ 教育体制	従業員の教育・研修(入院セット提供業務と共通)
エ 価格点	提案される月額使用料・実費負担
オ 独自性	独自サービス等の提案

〈入院セット提供業務〉

審査項目	
カ 商品(患者負担額等)及び運用方法(申込み・請求等)	
キ 問い合わせ・クレーム対応	
ク 災害対応	
ケ 独自性	